

# 登録速報（適用拡大）

農薬名：トライフロアブル  
登録番号：第23263号  
適用拡大登録日：2021年9月8日

## 適用拡大登録内容

農薬登録申請書第7項中、次の事項を追加し、変更後のとおりとする。

- ・作物名「稲」の適用病害虫名に、「穂枯れ（ごま葉枯病菌）」を追加する。
- ・作物名「だいず」を追加する。

### 【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用 時期	本剤の 使用 回数	使用方法	700cc を含む 農薬の 総使用 回数
稲	いもち病 稲こうじ病 穂枯れ(ごま葉枯病菌)	1000 倍	60~150 L/10a	収穫 14日前 まで	2回 以内	散布	2回以内
		250倍	25 L/10a			無人航空機 による散布	
		8倍	0.8L/10a			散布	
だいず	紫斑病	1000 倍	100~300 L/10a			散布	

※当該変更に伴い、農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に下記（3）を追加し、（3）以下を繰り下げ別紙のとおりとする。

（3）だいずに使用する場合、薬害を生じるおそれがあるので、新葉にかからないように注意して散布すること。

## 別紙

### 8. 使用上の注意事項

- (1) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合には次の注意事項を守ること。
  1. 散布液の飛散によって他の動植物等への危被害あるいは自動車の塗装などへ被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  2. 微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  3. 各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  4. 散布中薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  5. 散布終了後は次の項目を守ること。
    - a) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。
    - b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。
- (2) 本田の水稻に対して希釈倍数250倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を用いること。
- (3) だいに使用する場合、薬害を生じるおそれがあるので、新葉にかからないように注意して散布すること。
- (4) 周辺の作物にかかると薬害を生じるおそれがあるので、かからないように十分注意して散布すること。
- (5) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (6) 散布液調製後はそのまま放置せずできるだけ速やかに散布すること。
- (7) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないよう注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。